

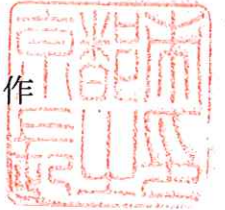
保生保第 3 7 4 号

令和 6 年 2 月 1 9 日

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 居 内 学 様

京都市長 門 川 大 作



令和 6 年度京都市国民健康保険事業について（諮問）

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 2 条の規定に基づき、
下記の事項について、諮問します。

記

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を 2 2 万円から 2 4 万円に改定
すること。

（諮問理由）

国民健康保険料については負担の上限額が定められているため、中間
所得者層を中心とした限度額に至らない世帯においては、医療費等の増
加などにより保険料負担が増加する傾向にあります。

このような状況のもと、国においては令和 6 年度から保険料賦課額の賦課
限度額を引き上げる政令改正が決定されました。本市においても、中間所得
者層の負担軽減の観点から、政令にあわせて後期高齢者支援金等賦課額の賦
課限度額を 2 2 万円から 2 4 万円に改定することとしたいと考えております。

以上の理由により、諮問いたします。